

# 審決

不服2016-4174

アメリカ合衆国 カリフォルニア 92130, サンディエゴ, バレー センター ドライブ 3721, スイート 500  
請求人 ボルケーノ コーポレイション

東京都港区港南2丁目13番37号 フィリップスビル 株式会社フィリップス  
エレクトロニクスジャパン内  
代理人弁理士 津軽 進

東京都港区港南2丁目13番37号 フィリップスビル 株式会社フィリップス  
エレクトロニクスジャパン内  
代理人弁理士 笛田 秀仙

特願2013-546256「統合システム構造および使用の方法」拒絶  
査定不服審判事件〔平成24年 6月28日国際公開、  
WO2012/087818、平成26年 3月20日国内公表、特表  
2014-506806〕について、次のとおり審決する。

## 結論

本件審判の請求は、成り立たない。

## 理由

### 第1 手続の経緯

本願は、平成23年12月16日（パリ条約による優先権主張 2010年12月23日 米国（US））を国際出願日とする出願であって、平成27年7月6日付けで拒絶の理由が通知され、同年10月14日に意見書及び手続補正書が提出されたが、同年11月6日付けで拒絶査定（以下、「原査定」という。）がなされた。

これに対して、平成28年3月17日に拒絶査定不服審判の請求がなされ、同時に手続補正書が提出された。なお、同日に他の拒絶査定不服審判の請求もなされたが、この請求は、同年4月6日の請求取下書により取り下げられている。

### 第2 平成28年3月17日にされた手続補正についての補正の却下の決定 〔補正の却下の決定の結論〕

平成28年3月17日にされた手続補正（以下、「本件補正」という。）を却下する。

#### 〔理由〕

##### 1 補正の内容

###### （1）本件補正後の特許請求の範囲の記載

本件補正は、特許請求の範囲の請求項1を、以下のように補正することを含むものである（下線部は、補正箇所である。）。

「モバイルコンソールおよび患者区域を含む統合システムであって、それによって、該モバイルコンソールは、該患者区域と動作可能に関連付けられ、

前記モバイルコンソールは、該モバイルコンソールがCPUコンポーネントと共に移動することを可能にする少なくとも1つのモバイル輸送デバイスを含み、前記モバイルコンソールは、前記CPUコンポーネントおよびディスプレイを備え、

前記患者区域はモバイルコンソールから分離し、前記CPUコンポーネントは前記患者区域から物理距離で分離され、前記患者区域は、インター

フェイスモジュール、カテーテル、およびカテーテル内に適合するように構成された回転サンプルプローブを含み、

インターフェイスモジュールは、光源を含むOCT（光コヒーレンストモグラフィ）システムと、干渉計と、光検出器と、前記回転サンプリングプローブを回転駆動するモータと、PIM（患者インターフェイスモジュール）ケーブルを介してCPUコンポーネントに動作可能に接続されるデジタルイザとを備え、

インターフェイスモジュールは、デジタル化された画像データをCPUコンポーネントに送信する前に画像データをデジタル化するように構成され、CPUコンポーネントは、デジタル化された画像データを解凍するように構成される統合システム。」

## （２）本件補正前の特許請求の範囲の記載

本件補正前の、平成27年10月14日にされた手続補正により補正された特許請求の範囲の請求項1の記載は次のとおりである。

「モバイルコンソールおよび患者区域を含む統合システムであって、それによって、該モバイルコンソールは、該患者区域と動作可能に関連付けられ、

前記モバイルコンソールは、該モバイルコンソールがCPUコンポーネントと共に移動することを可能にする少なくとも1つのモバイル輸送デバイスを含み、前記モバイルコンソールは、前記CPUコンポーネントおよびディスプレイを備え、

前記患者区域はモバイルコンソールから分離し、前記患者区域は、インターフェイスモジュール、カテーテル、およびカテーテル内に適合するように構成された回転サンプルプローブを含み、

インターフェイスモジュールは、光源を含むOCT（光コヒーレンストモグラフィ）システムと、干渉計と、光検出器と、前記回転サンプリングプローブを回転駆動するモータと、PIM（患者インターフェイスモジュール）ケーブルを介してCPUコンポーネントに動作可能に接続されるデジタルイザとを備え、

インターフェイスモジュールは、デジタル化された画像データをCPUコンポーネントに送信する前に画像データをデジタル化するように構成され、CPUコンポーネントは、デジタル化された画像データを解凍するように構成される統合システム。」

## 2 補正の適否

上記補正は、補正前の発明特定事項である、「CPUコンポーネント」について、「前記患者区域から物理距離で分離され」ることをさらに限定したものであって、いわゆる限定的減縮を目的とするものを含み、特許法第17条の2第5項第2号に掲げる事項を目的とするものを含むものである。

そこで、本件補正後の請求項1に係る発明（以下、「本件補正発明」という。）が、特許法第17条の2第6項において準用する同法第126条第7項の規定に適合するか、すなわち、本件の特許出願の際に独立して特許を受けられることができるものであるかについて、以下検討する。

### （１）本件補正発明

本件補正発明は、上記1（1）に記載したとおりのものである。

### （２）引用文献の記載事項及び引用文献に記載された発明

本願の優先日前に頒布された刊行物であり、原査定の拒絶の理由で引用された、米国特許出願公開第2009/0276515号明細書（以下、「引用文献1」という。）には、次の事項及び発明が記載されている。なお、当審において、参考となる箇所を下線を付した。

#### ア 引用文献1の記載事項

（ア） 「[0002] The present invention relates to medical systems, and more particularly to multi-modality networks for providing access to different medical devices through a common interface. [0003] A laboratory or operating room is a place where several minimally invasive procedures may be routinely performed. Consequently, several medical devices are needed to support the many different interventional and diagnostic procedures that may be

performed. Therefore, there is a desire to decrease setup time and improve workflow by performing different procedures through a common interface. At the same time, there is a desire to decrease the time to market and the financial investment in integrating these different procedures by exploiting the common design and development process for a common interface.」

(当審訊)

「[0002] 本発明は、メディカルシステムに関し、より詳細には、共通インターフェイスを介して種々の医療装置へのアクセスを提供するためのマルチモダリティネットワークに関する。

[0003] 実験室又は手術室は、いくつかの低侵襲手順が日常的に実施される場所である。その結果、いくつかの医療装置は、実行される多くの異なるインターベンション及び診断手順を支援するために必要とされる。したがって、セットアップ時間を短縮し、共通インターフェイスを介して互いに異なる手順を実施することによりワークフローを改善する要望がある。同時に、共通インターフェイスの一般的な設計及び開発プロセスを利用し、これらの異なる手順を統合することで、市場および金融投資の時間を短縮したいという要望がある。」

(イ) 「[0023] FIG. 1 shows a block diagram of an example multi-modality network 10. The network 10 comprises a host computer 15 and a plurality of medical devices 35-1 to 35-3, each of which may be a diagnostic and/or therapeutic device. For example, a medical device 35-1 to 35-3 may acquire image data from a patient using an imager, perform measurements in the patient, and/or perform therapy (e.g., delivering therapeutic agent to a patient). Although three medical devices 35-1 to 35-3 are shown in the example in FIG. 1, the network 10 may include any number of medical devices. In a preferred embodiment, the network 10 is flexible allowing medical devices 35-1 and 35-3 to be added to or removed from the network 10. The host computer 15 may be installed in a laboratory room or an adjacent control room. The example network 10 also comprises a network hub 30 that couples communications between the host computer 15 to the medical devices 35-1 to 35-3. Other network configurations may be used besides the example shown in FIG. 1 including a ring configuration, a common bus configuration, a tree configuration, daisy-chain configuration, and the like. Examples of other network configurations are given below.

[0024] The network hub 30 is coupled to the host computer 15 via communications link 23 and to the medical devices 35-1 to 35-3 via communications links 27-1 to 27-3. In the example shown, the network hub 30 is coupled to each medical device 35-1 to 35-3 by a separate point-to-point link 27-1 to 27-3. Alternatively, the medical devices 35-1 to 35-3 may be coupled to the network hub 30 over a shared transmission line as shown in FIG. 4. In an embodiment, the network hub 30 provides electrical isolation and/or power for the medical devices 35-1 to 35-3, as explained further below. The links 23 and 27-1 to 27-3 may comprise twisted pair wires, coaxial cables, optical fibers, wireless links, and/or a combination thereof. A wireless link requires a wireless transceiver at both ends of the link. The medical devices 35-1 and 35-3 and host computer 15 may communicate with each other over the network 10, e.g., using industry-standard protocols such as Ethernet protocols (e.g., IEEE 802.3). An advantage of using standard Ethernet protocols is that they provide protocols for transporting information, addressing devices coupled to the network (e.g., MAC addresses) and handling access to the network (e.g., Carrier Sense Multiple Access/Collision Detection). Examples of industry standards that may be used for the links include copper-based Ethernet (10/100/1000/1000BaseT) and optical-based Ethernet, Token-Ring, USB (1.1, 2.0), IEEE 1394 (a and b), and other standards. Examples of wireless standards include IEEE

802.11a, 802.11b, 802.11b, 802.11g, 802.11n, Bluetooth, Zigbee, UWB (Ultra Wide Band), and other wireless standards. Examples of standards for transmitting images and video include Digital Video (DV), HD-Digital Video (HD-DV), S-video, NTSC, PAL, DVI, HDMI, and other standards.

[0025] The medical devices 35-1 to 35-3 may comprise devices employing different imaging modalities, e.g., intravascular ultrasound, ultrasound array beamformer, optical coherence tomography (OCT), Raman spectroscopy, MRI, and the like. A more detailed discussion of example medical devices is given below. The network 10 advantageously allows a physician to access different medical devices 35-1 to 35-3 on the network using a common interface (e.g., monitor 25 and control panel 20 coupled to the computer 15). For example, the network 10 allows a physician to acquire images from devices using different imaging modalities and view the images on a common interface. Further, using a common interface allows a medical device manufacturer or vender to manufacture a medical device without a control console and/or display, thereby reducing development, manufacturing, and equipment costs. Alternatively, a medical device may have a simplified control console and/or display compared with a standalone medical device with an understanding that the physician will access the device primarily through the common control console and/or will only need to access a subset of the controls at the medical device.

[0026] In the preferred embodiment, a monitor (e.g., LCD monitor) and a touch screen control panel 20 are coupled to the computer 15. The monitor 25 is used to display images and/or measurements received from the medical devices 35-1 to 35-3. The touch screen control panel 20 displays controls that allow the physician to interface with the computer 15 and issue commands to the medical devices 35-1 to 35-3 via the computer 15. An advantage of using a touch screen control panel 20 is that it can display different sets of controls corresponding to the different medical devices 35-1 to 35-3. For example, the touch screen control panel 20 may display a set of controls corresponding to medical device 35-1 when the physician selects medical device 35-1. The touch screen control panel 20 may display a set of icons where each icon represents one of the medical devices 35-1 to 35-3 currently coupled to the network. In this embodiment, the physician selects one of the medical devices 35-1 to 35-3 by touching the corresponding icon on the control panel 20. Thus, the physician can choose the medical device according to clinical need. Also, the selected medical device may be automatically activated when the physician selects the device.]

(当審訊)

「[0023] 図1は、例示的マルチモダリティネットワーク10のブロック図を示す。ネットワーク10は、ホストコンピュータ15と複数の医療装置35-1~35-3を含み、各デバイスは、診断および/または治療装置とすることができる。例えば、医療装置35-1~35-3は、イメージャを用いて患者から画像データを収集し、患者に対する測定を実施すると共に/或いは治療を実行することができる(例えば、患者に治療薬を送達する)。図1の例に示されている医療装置35-1~35-3が、ネットワーク10は、任意の数の医療装置を含むことができる。好ましい実施形態では、ネットワーク10は、医療装置35-1および35-3に追加またはネットワーク10から取り外すことができるように可撓性である。ホストコンピュータ15は、実験室または隣接する制御室に設置されてもよい。ネットワーク10は、ホストコンピュータ15との間の通信を連結する医療装置35-1~35-3にネットワークハブ30を備える。他のネットワーク構成は、リング構成、共通バス構成、ツリー構成、ダイジーチェーン構成などを含む、図1に示す例以外にも使用することができる。他のネットワーク構成の例を以下に示す。

[0024] ネットワークハブ30は、通信リンク23を介してホストコンピュータ

15に結合され、通信リンク27-1~27-3を介して医療装置35-1~35-3に結合されている。図示の例では、ネットワークハブ30は、別個のポイントツーポイントリンク27-1によって27-3を各医療装置35-1に結合35-3にある。あるいは、医療装置35-1~35-3は、図4に示すような共有伝送路を介してネットワークハブ30に結合することができる。一実施形態では、ネットワークハブ30は、医療装置35-1~35-3に電氣的絶縁および/または電力を提供する、以下更に説明する。リンク23及び27-1~28-3は、ツイストペア線、同軸ケーブル、光ファイバ、ワイヤレスリンク及び/又はこれらの組み合わせを含むことができる。無線リンクは、リンクの両端の無線送受信機を必要とする。医療装置35-1及び35-3とホストコンピュータ15は、イーサネットプロトコル(例えばIEEE-802.3)のような業界の標準的プロトコルを使用して、例えば、ネットワーク10を介して互いに通信することができる。標準イーサネットプロトコルを使用する利点は、情報を搬送するためのプロトコルを提供して、ネットワーク(例えば、MACアドレス)に結合された装置をアドレス指定し、ネットワーク(例えば、搬送波感知多重アクセス/衝突検出)へのアクセスを取り扱うことである。リンクに用いることができる業界標準の例としては、メタル系イーサネット(10/100/1000/1000BaseT)及び光ファイバ系イーサネット、トークン・リング、USB(1.1, 2.0)、IEEE802.11(1394a及びb)及び他の規格が挙げられる。無線規格の例は、IEEEの802.11a、802.11b、802.11b、802.11g、802.11n、ブルートゥース(Bluetooth)、ジグビー(Zigbee)、UWB(ウルトラワイドバンド)及び他のワイヤレス規格が挙げられる。画像及びビデオ用の規格の例としては、デジタルビデオ(DV)、HD-デジタル・ビデオ(HD-DV)、Sビデオ、NTSC、PAL、DVI、HDMI及び他の規格が挙げられる。

[0025] 医療装置35-1~35-3は、異なる画像化モダリティを用いる装置、例えば血管内超音波、超音波アレイビームフォーマ、光コヒーレンス断層撮影(OCT)、ラマン分光分析法、MRI等を含むことができる。医療装置のより詳細な説明を以下に示す。ネットワーク10は、有利には、医師が共通インターフェイス(例えば、コンピュータ15に接続されたモニタ25及びコントロールパネル20)を用いてネットワーク上の種々の医療装置35-1~35-3にアクセスできるようにする。例えば、ネットワーク10により、医師は、異なる画像化モダリティを用いて装置から画像を収集し、共通インターフェイス上で画像を見ることができる。また、共通インターフェイスを使用して医療用デバイスのメーカーまたはベンダを制御コンソール及び/又はディスプレイを持たない医療器具を製造し、それによって開発、製造、および装置コストを低減することにある。あるいは、医療装置は、医師が共通の制御コンソールを介して主にデバイスにアクセスする、及び/又は医療装置においてコントロールのサブセットにアクセスするのみがあるという了解のもので、スタンドアロン医療装置と比較して単純な制御コンソール及び/又はディスプレイを有してもよい。

[0026] 好ましい実施形態では、コンピュータ15に接続されるモニタ(例えば、LCDモニタ)及びタッチスクリーン制御パネル20である。モニタ25は、医療装置35-1~35-3から受け取った画像及び/又は測定値を表示するために使用される。タッチスクリーン制御パネル20は、医師がコンピュータ15と対話することを許し、コンピュータ15を介して医療装置35-1~35-3へのコマンドを発行するコントロールを表示する。タッチスクリーン制御パネル20を使用することの利点は、異なる医療装置35-1~35-3に対応する異なる組のコントロールを表示することができるということである。例えば、医師は、医療装置35-1を選択した場合にタッチスクリーン制御パネル20は、医療装置35-1に対応する1組の制御部を表示することができる。各アイコンは、現在ネットワークに結合された医療用デバイス35-1~35-3の1つを表し、タッチスクリーン制御パネル20は、1組のアイコンを表示することができる。この実施形態では、医師は、制御パネル20上の対応するアイコンをタッチすることにより医療装置35-1~35-3の1つを選択する。このように、医師は、臨床上の要望に従って医療装置を選択することができる。また、医師がデバイスを選択すると選択された医療機器を自動的に起動することができる。」

(ウ) 「[0028] The host computer 15 may be a PC-based computer with software and/or firmware for interacting with the medical devices 35-1 to 35-3 over the network 10, processing data from the medical devices 35-1 to 35-3, and/or controlling the control panel

20. The computer 15 may interact with the medical device 35-1 to 35-3 using interaction protocols that run on top of the communications protocols (e. g., standard Ethernet protocols). For the example of Ethernet, the Ethernet protocols would handle data transport and control access to the network, while the interaction protocols would specify, e. g., commands and data structures sent between the host computer 15 and the medical devices 35-1 to 35-3. As an example, the host computer 15 may send a command to one of the medical devices 35-1 to 35-3 to acquire one or more images and in response, the medical device 35-1 to 35-3 acquires the image and sends corresponding image data to the host computer 15. A more detailed discussion of example interaction protocols is given below.]

(当審訊)

「[0028] ホストコンピュータ15は、ネットワーク10を介して医療装置35-1~35-3と対話し、医療装置35-1~35-3からのデータを処理し、および/または制御パネル20を制御するためのソフトウェア及び/又はファームウェアを備えたPCベースのコンピュータであってもよい。コンピュータ15は、通信のプロトコル(例えば、標準イーサネットプロトコル)でランする対話プロトコルを用いて医療装置35-1と相互作用35-3を得る。イーサネットの例の場合、イーサネットプロトコルは、データ転送を取り扱うと共にネットワークへのアクセスを制御するであろう一方、対話プロトコルは、例えば、ホストコンピュータ15との間で送られるコマンド及びデータ構造および医療デバイス35-1~35-3であろう。一例として、ホストコンピュータ15は、1つまたはそれ以上の画像を収集するために医用装置35-1~35-3の1つへコマンドを送り、これに回答して、医療装置35-1~35-3は画像を取得し、ホストコンピュータ15に対応する画像データを送信する。例示的な対話プロトコルのより詳細な議論を以下に示す。」

(エ) 「[0042] FIG. 7 shows an example medical device that can be coupled to the network. In this example, the medical device is an intravascular ultrasound (IVUS) imaging device 405 for acquiring ultrasound images within a blood vessel (e. g., artery or vein) of a patient. The imaging device 405 comprises an IVUS catheter 425, a motor drive unit (MDU) 415 coupled to the catheter 420, and an acquisition processor 418. The IVUS catheter 425 comprises a flexible catheter sheath 430 adapted to be inserted into a blood vessel and an imaging core 433 that slides within the catheter sheath 430 and has a proximal end coupled to the MDU 415. The imaging core 433 comprises a flexible drive shaft 435 and an ultrasound transducer 440 coupled to the distal end of the drive shaft 435. The transducer 440 acquires a scan line of an image by emitting an ultrasonic wave and receiving the return wave. The IVUS catheter 425 is typically a disposable unit that is discarded after one use. The MDU 415 typically comprises a rotational motor for rotating the imaging core 433 and a linear motor for moving the imaging core 433 longitudinally within the catheter sheath 430, e. g., during a pullback procedure. The acquisition processor 418 controls the MDU 415 and processes the raw data from the MDU 415 into image data to be sent to the host computer 15. The acquisition processor 418 may be PC-based. The device 405 may also include memory 425 for storing software, temporarily storing data being processed, buffering data, and the like. The memory 425 may comprise RA, nonvolatile memory (e. g., Flash memory), buffers, and/or a combination thereof.]

(当審訊)

「[0042] 図7は、ネットワークに結合され得る医療器具の一例を示す図である。この例では、医療装置は、患者の血管(例えば、動脈または静脈)内の超音波画像を取得するための血管内超音波(IVUS)撮像装置405である。撮像装置405は、IVUSカテーテル425、カテーテル420に結合されたモータ駆動ユニット(MDU)415及び収集プロセッサ418を有している。IVUSカテーテル425

は、血管に挿入されるように適合された可撓性カテーテルシース430及びカテーテルシース430内で摺動する画像化コア433を含み、近位端MDU415に結合されている。撮像コア433は、駆動シャフト435の遠位端に結合された可撓性駆動シャフト435と超音波トランスデューサ440を備えている。トランスデューサ440は超音波を放出し、戻り波を受け取ることにより画像の走査線を収集する。IVUSカテーテル425は、典型的には、1回の使用後に廃棄される使い捨てユニットである。MDU415は典型的には、引き戻し手順中に、例えば、カテーテルシース430内でイメージングコア433を長手方向に移動する撮像コア433とリニアモータを回転させるための回転モータを備えている。収集プロセッサ418は、MDU415を制御し、MDU415から生のデータを処理して画像データにホストコンピュータ15に送信する。収集プロセッサ418は、PCベースであってもよい。装置405はまた、ソフトウェアを記憶するためのメモリ425と、処理中のデータを一時的に格納し、データバッファリング、等を含むことができる。メモリ425は、RAM、不揮発性メモリ(例えば、フラッシュメモリ)、バッファ及び/又はこれらの組み合わせを含むことができる。」

(オ) 「[0046] FIG. 8 shows an example of a medical device 505 for an imaging modality. The medical device 505 comprises a network interface 520, an acquisition processor 518, an imaging system 515, and an imager 530. The imager 530 may comprise an ultrasound array, an MRI, OCT imager, etc. The imaging system 515 drives the imager 530 and receives signals from the imager 530. For the example of an OCT imager 530, the imaging system 515 may include a light source for the OCT imager 530, and an optical signal processor (e.g., interferometer) for processing optical signals from the imager 530 into electrical signals containing image information that are inputted to the acquisition processor 518. The acquisition processor 518 controls the imaging system 515 based on commands received from the host computer, and sends image data and other information (e.g., status information) to the host computer. The acquisition processor 518 may be PC-based or other type of processor. The acquisition processor 518 communicates with the host computer over the network via the network interface 520, which may comprise a standard network interface card. The device 505 may also include memory 525 for storing software (e.g., software uploaded to the host computer), temporarily storing data being processed, buffering data, and the like. The memory 525 may comprise RAM, nonvolatile memory (e.g., Flash memory), buffers, and/or a combination thereof.」

(当審訊)

「[0046] 図8は、イメージングモダリティのための医療装置505の一例を示す。医療装置505は、ネットワークインターフェイス520、収集プロセッサ518、画像化システム515及びイメージャ530を有している。イメージャ530は、超音波アレイ、MRI、OCTイメージャ等からなる。撮像システム515は、イメージャ530を駆動し、イメージャ530からの信号を受信する。OCTイメージャ530の一例に関し、画像化システム515は、OCTイメージャ530のための光源、及び、イメージャ530からの光信号を収集プロセッサ518に入力される画像情報を含む電気信号に処理するための光信号プロセッサ(例えば干渉計)を含むことができる。収集プロセッサ518は、ホストコンピュータから受信したコマンドに基づいて画像化システム515を制御し、画像データ及び他の情報(例えば、状態情報)をホストコンピュータに送る。収集プロセッサ518は、PCベース又は他のタイプのプロセッサであってもよい。収集プロセッサ518は、ネットワークインターフェイス520経由でネットワークによりホストコンピュータと通信し、このネットワークインターフェイスは、標準ネットワークインターフェイスカードを含むことができる。また、装置505は、ソフトウェア(例えば、ホストコンピュータにアップロードされたソフトウェア)を記憶するためのメモリ525と、処理中のデータを一時的に格納し、データバッファリング、等を含むことができる。メモリ525は、RAM、不揮発性メモリ(例えば、フラッシュメモリ)、バッファ及び/又はこれらの組み合わせを含むことができる。」

(カ) 「[0060] FIG. 10 shows an example block diagram of a host computer 715 according to an embodiment of the present invention. The host computer 715 comprises a network interface 735, a processor 740, a display driver 750, a control panel interface, and memory 760. The processor 740 issues commands to the medical devices (e.g., based operator inputs from the control panel 20), manages workflow, processes data from the medical devices, controls the displays on the monitor 25 and touch screen 20, and the like. The processor 740 may comprise a general purpose processor in combination with a graphics processor, a DSP, and/or other processors. The processor 740 communicates with the medical devices via a network interface 735, which may comprise a standard network interface card (e.g., Ethernet card). The display driver 750 drives the display on the monitor 25 based on display input from the processor 740. The control panel interface 755 drives the display on the touch screen 20 based on input from the processor 740 and sends operator inputs to the processor 740. The memory 760 may comprise RAM memory for temporarily storing data (e.g., image data, measurements, etc.) being worked on, and nonvolatile memory (e.g., hard drive, Flash memory, CD, etc.) for storing software, providing long-term storage of data (e.g., archiving data), etc. For example, the memory 760 may store sets of standard controls, data structures, templates, display layouts, program modules, that can be utilized by the program for a medical device. The host computer 715 may be PC-based. FIG. 10 is intended to provide a high-level description of the host computer 715 and not a detailed architectural description of the host computer, which can vary among PC-based computers.」

(当審訊)

「[0060] 図10は、本発明の実施形態に係るホストコンピュータ715のブロック図の例を示している。ホストコンピュータ715は、ネットワークインターフェイス735、プロセッサ740、表示ドライバ750、制御パネルインターフェイス及びメモリ760を備える。プロセッサ740は、医療装置にコマンドを発行し(例えば、コントロールパネル20からのオペレータ入力に基づく)、ワークフローを管理し、医療装置からのデータを処理し、モニタ25及びタッチスクリーン20上の表示などを制御する。プロセッサ740は、グラフィックスプロセッサ、DSP、および/または他のプロセッサと組み合わせた汎用プロセッサを含むことができる。プロセッサ740は、ネットワークインターフェイス735を介して医療装置と通信し、このネットワークインターフェイスは、標準ネットワークインターフェイスカード(例えば、イーサネットカード)を含むことができる。表示ドライバ750は、プロセッサ740から入力された表示に基づいて、モニタ25上の表示を駆動する。操作パネルインターフェイス755は、プロセッサ740からの入力に基づいてタッチスクリーン20上の表示を駆動し、オペレータ入力をプロセッサ740に送る。メモリ760は、ソフトウェアを記憶するための作業中のデータ(例えば、画像データ、測定値等)と、不揮発性メモリ(例えば、ハードドライブ、フラッシュメモリ、CD等)を格納し、データの長期保存(例えば、データアーカイブ)を一時的にRAMメモリ等を含むことができる、例えば、メモリ760は、標準制御部、データ構造、テンプレート、表示レイアウト、プログラムモジュールは、医療器具用のプログラムによって利用できるセットを保存することができる。ホストコンピュータ715は、PCベースであってもよい。図10は、ホストコンピュータ715の高レベル記述及びホストコンピュータの詳細なアーキテクチャの説明は、PCベースのコンピュータ間で変化できないを提供しようとするものである。」

(キ) FIG. 11には、以下の図面が示されている。

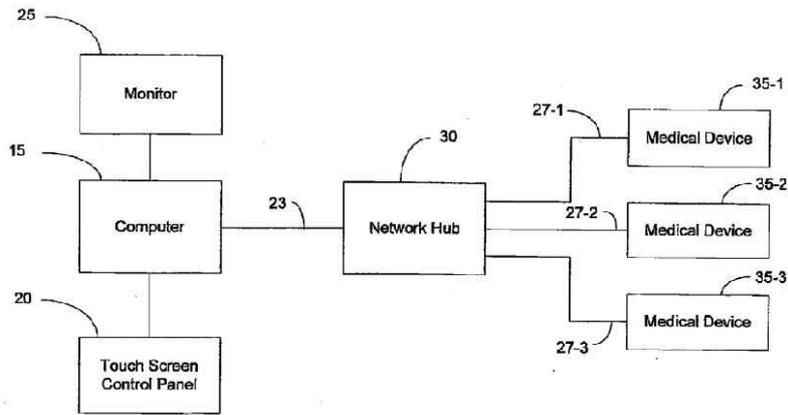


FIG. 1

(ク) FIG. 7には、以下の図面が示されている。

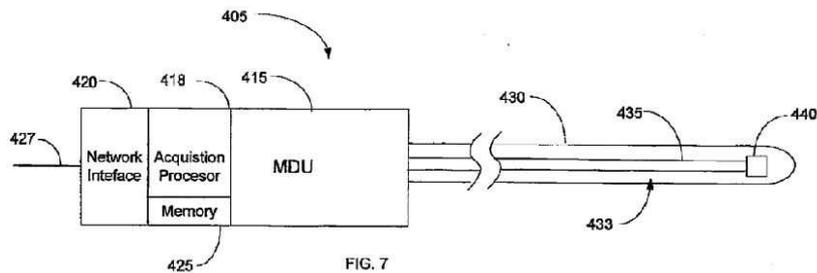


FIG. 7

(ケ) FIG. 8には、以下の図面が示されている。

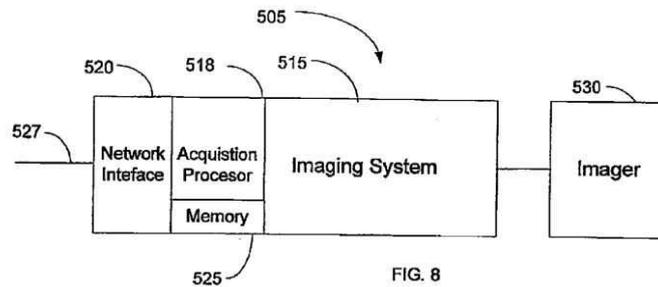


FIG. 8

(コ) FIG. 10には、以下の図面が示されている。

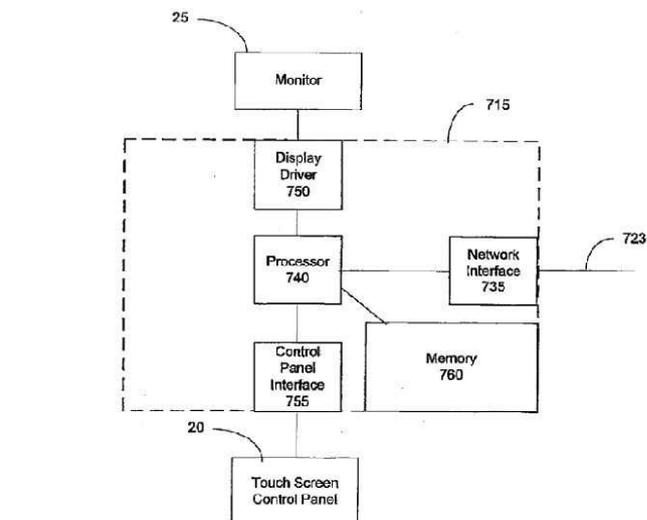


FIG. 10

## イ 引用文献1の記載事項の整理

(ア) 上記ア(ア)の段落[0003]には、「いくつかの低侵襲手順が」「実験室又は手術室」で「実施される」こと、及び、その「実験室又は手術室」

において「医療装置」が「インターベンション及び診断手順」を「実行」することが記載されているから、上記ア（イ）の段落[0023]に記載された「医療装置35-1～35-3」も、同様に、「実験室又は手術室」で使用されるものであることが理解できる。

（イ） 上記ア（オ）に記載された「医療装置505」は、「医療装置35-1～35-3」の一例として、また、上記ア（カ）に記載された「ホストコンピュータ715」は、「ホストコンピュータ15」の一例として記載されたものであることが理解できる。

（ウ） 上記ア（イ）の段落[0024]に記載された「リンク23及び27-1～28-3」は、「リンク23及び27-1～27-3」の誤記であることが明らかである。

#### ウ 引用文献1に記載された発明の認定

上記ア（ア）～（コ）の記載事項を含む引用文献1の記載、及び、上記イ（ア）～（ウ）で整理した事項を総合すると、引用文献1には、次の発明（以下、「引用発明」という。）が記載されていると認められる。

「メディカルシステムであって、

ホストコンピュータ15と複数の医療装置35-1～35-3を含むネットワーク10を備え、

ホストコンピュータ15は、実験室または隣接する制御室に設置され、モニタ及びタッチスクリーン制御パネル20が接続され、1つまたはそれ以上の画像を収集するために医療装置35-1～35-3の1つへコマンドを送り、これにตอบสนองして、医療装置35-1～35-3は画像を取得し、ホストコンピュータ15に対応する画像データを送信するものであり、

一例として、ホストコンピュータ715は、ネットワークインターフェイス735、プロセッサ740、表示ドライバ750、制御パネルインターフェイス及びメモリ760を備え、プロセッサ740は、医療装置にコマンドを発行し、医療装置からのデータを処理し、グラフィックスプロセッサ、DSP、および/または他のプロセッサと組み合わせた汎用プロセッサを含むものであり、

医療装置35-1～35-3は、イメージャを用いて患者から画像データを収集し、患者に対する測定を実施するものであり、光コヒーレンス断層撮影(OCT)を含み、実験室又は手術室で使用され、

一例として、医療装置505は、ネットワークインターフェイス520、収集プロセッサ518、画像化システム515及びイメージャ530を有し、イメージャ530は、OCTイメージャからなり、OCTイメージャ530に関し、画像化システム515は、OCTイメージャ530のための光源、及び、イメージャ530からの光信号を収集プロセッサ518に入力される画像情報を含む電気信号に処理するための光信号プロセッサ（例えば干渉計）を含むものであり、

ネットワーク10は、ホストコンピュータ15との間の通信を連結する医療装置35-1～35-3にネットワークハブ30を備え、ネットワークハブ30は、通信リンク23を介してホストコンピュータ15に結合され、通信リンク27-1～27-3を介して医療装置35-1～35-3に結合され、リンク23及び27-1～27-3は、ツイストペア線、同軸ケーブル、光ファイバ、ワイヤレスリンク及び/又はこれらの組み合わせを含み、医療装置35-1及び35-3とホストコンピュータ15は、イーサネットプロトコルのような業界の標準的プロトコルを使用して、ネットワーク10を介して互いに通信するものである、

メディカルシステム。」

#### （3）対比

ア 本件補正発明と引用発明を対比する。

（ア） 引用発明の「モニタ及びタッチスクリーン制御パネル20が接続され」た「ホストコンピュータ」は、本件補正発明の「コンソール」に相当する。

また、引用発明の「実験室又は手術室」において、「患者に対する測定を実施」する「医療装置」のある区域は、本件補正発明の「患者区域」に相当する。

そして、引用発明の上記「ホストコンピュータ」は、「医療装置」に「コ

マンドを送り」、「画像を収集」するものであるから、「医療装置」のある区域と動作可能に関連付けられているものといえる。

したがって、引用発明の当該「ホストコンピュータ」及び「医療装置」のある区域を含む「メディカルシステム」と、本件補正発明の「モバイルコンソールおよび患者区域を含む統合システムであって、それによって、該モバイルコンソールは、該患者区域と動作可能に関連付けられ」ることとは、「コンソールおよび患者区域を含む統合システムであって、それによって、該コンソールは、該患者区域と動作可能に関連付けられ」る点で共通する。

(イ) 引用発明の「プロセッサ740」及び「モニタ」は、本件補正発明の「CPUコンポーネント」及び「ディスプレイ」にそれぞれ相当する。

したがって、引用発明の「ホストコンピュータ」が「プロセッサ740」を備え、かつ、「モニタ」と接続されることと、本件補正発明の「前記モバイルコンソールは、該モバイルコンソールがCPUコンポーネントと共に移動することを可能にする少なくとも1つのモバイル輸送デバイスを含み、前記モバイルコンソールは、前記CPUコンポーネントおよびディスプレイを備え」ることとは、「前記コンソールは、CPUコンポーネントおよびディスプレイを備え」という点で共通する。

(ウ) 引用発明の「医療装置」のある区域と「ホストコンピュータ」は、「ネットワーク10」によって分離されており、「ホストコンピュータ」に備えられた「プロセッサ740」も、同様に、「ネットワーク10」によって「医療装置」のある区域と物理的に分離されるものである。

したがって、引用発明の当該「医療装置」のある区域と「ホストコンピュータ」が分離されること、及び、「プロセッサ740」が「医療装置」のある区域と物理的に分離されることと、本件補正発明の「前記患者区域はモバイルコンソールから分離し、前記CPUコンポーネントは前記患者区域から物理距離で分離され」ることとは、「前記患者区域はコンソールから分離し、前記CPUコンポーネントは前記患者区域から物理距離で分離され」る点で共通する。

(エ) 引用発明の「医療装置」は、「光コヒーレンス断層撮影(OCT)」を行うための、「光源」及び「光信号プロセッサ(例えば干渉計)」を有する「画像化システム515」と、「OCTイメージャ530」を備えるものであり、光を検出するための光検出器を具備することも明らかである。

また、引用発明の「ツイストペア線、同軸ケーブル、光ファイバ、ワイヤレスリンク及び/又はこれらの組み合わせ」を含む「リンク23及び27-1~27-3」は、本件補正発明の「PIM(患者インターフェースモジュール)ケーブル」に相当する。

そして、引用発明の「収集プロセッサ518」及び「ネットワークインターフェイス520」は、「ツイストペア線、同軸ケーブル、光ファイバ、ワイヤレスリンク及び/又はこれらの組み合わせ」を含む「リンク23及び27-1~27-3」を介して、「通信」によって「プロセッサ740」を有する「ホストコンピュータ」に「画像データを送信」するため、測定データを数値化するものであることが明らかであるから、本件補正発明の「PIM(患者インターフェースモジュール)ケーブルを介してCPUコンポーネントに動作可能に接続されるデジタル」に相当する。

したがって、引用発明の「医療装置」が、上記「画像化システム515」、「OCTイメージャ530」、「収集プロセッサ518」及び「ネットワークインターフェイス520」を備えることと、本件補正発明の「インターフェースモジュールは、光源を含むOCT(光コヒーレンストモグラフィ)システムと、干渉計と、光検出器と、前記回転サンプリングプローブを回転駆動するモータと、PIM(患者インターフェースモジュール)ケーブルを介してCPUコンポーネントに動作可能に接続されるデジタルとを備え」ることとは、「インターフェースモジュールは、光源を含むOCT(光コヒーレンストモグラフィ)システムと、干渉計と、光検出器と、PIM(患者インターフェースモジュール)ケーブルを介してCPUコンポーネントに動作可能に接続されるデジタルとを備え」る点で共通し、引用発明の「医療装置」のある区域が、上記「画像化システム515」、「OCTイメージャ530」、「収集プロセッサ518」及び「ネットワークインターフェイス520」を備えた「医療装置」を含むことと、本件補正発明の「前記患者区域は、インター

フェイスモジュール、カテーテル、およびカテーテル内に適合するように構成された回転サンプルプローブを含み、インターフェースモジュールは、光源を含むOCT（光コヒーレンストモグラフィ）システムと、干渉計と、光検出器と、前記回転サンプリングプローブを回転駆動するモータと、PIM（患者インターフェースモジュール）ケーブルを介してCPUコンポーネントに動作可能に接続されるデジタル化とを備えることとは、「前記患者区域は、インターフェースモジュールを含み、インターフェースモジュールは、光源を含むOCT（光コヒーレンストモグラフィ）システムと、干渉計と、光検出器と、PIM（患者インターフェースモジュール）ケーブルを介してCPUコンポーネントに動作可能に接続されるデジタル化とを備える」点で共通する。

（オ） 引用発明の「収集プロセッサ518」及び「ネットワークインターフェイス520」を含む「医療装置」が、「プロセッサ740」を有する「ホストコンピュータ」に「画像データを送信」する前に、「イーサネットプロトコルのような業界の標準的プロトコルを使用」して「通信」を行うために、「画像データ」を通信プロトコルで処理するものであることは明らかである。

また、引用発明の「プロセッサ740」は、「グラフィックスプロセッサ」を含み、「医療装置からのデータを処理」するものである。

したがって、引用発明の当該「医療装置」が、「ホストコンピュータ」に「画像データを送信」する前に「画像データ」を処理すること、及び、「プロセッサ740」が「医療装置からのデータを処理」することと、本件補正発明の「インターフェースモジュールは、デジタル化された画像データをCPUコンポーネントに送信する前に画像データをデジタル化するように構成され、CPUコンポーネントは、デジタル化された画像データを解凍するように構成される」こととは、「インターフェースモジュールは、画像データをCPUコンポーネントに送信する前に画像データを処理するように構成され、CPUコンポーネントは、処理された画像データを処理するように構成される」点で共通する。

イ 以上のことから、本件補正発明と引用発明との一致点及び相違点は、次のとおりである。

（一致点）

「コンソールおよび患者区域を含む統合システムであって、それによって、該コンソールは、該患者区域と動作可能に関連付けられ、

前記コンソールは、CPUコンポーネントおよびディスプレイを備え、

前記患者区域はコンソールから分離し、前記CPUコンポーネントは前記患者区域から物理距離で分離され、前記患者区域は、インターフェースモジュールを含み、

インターフェースモジュールは、光源を含むOCT（光コヒーレンストモグラフィ）システムと、干渉計と、光検出器と、PIM（患者インターフェースモジュール）ケーブルを介してCPUコンポーネントに動作可能に接続されるデジタル化とを備え、

インターフェースモジュールは、画像データをCPUコンポーネントに送信する前に画像データを処理するように構成され、CPUコンポーネントは、処理された画像データを処理するように構成される統合システム。」

（相違点1）

「コンソール」について、本件補正発明は、「モバイル」コンソールであって、「CPUコンポーネントと共に移動することを可能にする少なくとも1つのモバイル輸送デバイス」を含むものであるのに対して、引用発明は、そのような構成を有するかどうか不明である点。

（相違点2）

「患者区域」及び「インターフェースモジュール」について、本件補正発明は、患者区域が「カテーテル、およびカテーテル内に適合するように構成された回転サンプルプローブ」を含み、インターフェースモジュールに「前記回転サンプリングプローブを回転駆動するモータ」が備えられているのに対して、引用発明は、そのような構成を有するかどうか不明である点。

(相違点3)

「画像データ」を「処理」する「インターフェースモジュール」及び「CPUコンポーネント」について、本件補正発明は、インターフェースモジュールが画像データを「デジタル化」し、CPUコンポーネントが「デジタル化」された画像データを「解凍」するものであるのに対して、引用発明は、そのような構成を有するかどうか不明である点。

(4) 判断

ア (相違点1) について

医療システムの技術分野において、医療機器を取り扱う操作者の利便性等を考慮して、コンピュータを「モバイル」デバイスとすることは、従来周知の技術である。例えば、原査定で引用された特表2003-527184号公報(以下、「周知文献1」という。)の段落[0007]～[0008]及び図2、2a、2bには、ラップトップコンピュータ110、及び、台車で支持されたコンピュータを有する医療システムが記載され、原査定で引用された特表2008-504922号公報(以下、「周知文献2」という。)の段落[0056]には、「ノートブックコンピュータ」、「携帯型のコンピュータ」を備えた医療システムが記載されている。

したがって、引用発明において、医療機器を取り扱う操作者の利便性等を考慮して、「プロセッサ740」を含む「ホストコンピュータ」として、携帯型コンピュータや台車でコンピュータを支持する従来周知の「モバイル」デバイスを採用し、「CPUコンポーネントと共に移動することを可能にする少なくとも1つのモバイル輸送デバイス」を含むものとする事、すなわち、(相違点1)に関する構成を採用することは、当業者が容易に想到し得たことである。

イ (相違点2) について

光干渉断層(OCT)システムの技術分野において、カテーテル、カテーテル内に適合するように構成された回転サンプルプローブ、及び、前記回転サンプリングプローブを回転駆動するモータを備えた内視鏡型のOCTシステムは、患者の血管や体腔を観察するためのものとして、従来周知である。例えば、原査定で引用された特開2004-290548号公報(以下、「周知文献3」という。)の段落[0018]～[0022]、[0032]～[0040]、図1～2には、カテーテル部10、ミラー14を回転することによって光の送受波方向を変更するトルクケーブル15、及び、前記トルクケーブル15を回転駆動するモータ71を備えた内視鏡型のOCTシステムが記載され、原査定で引用された特開2008-145375号公報(以下、「周知文献4」という。)の段落[0019]～[0023]、図1～2には、光プローブ10、回転することにより測定光L1の照射位置が変更される光ファイバ12、及び、前記光ファイバ12を回転する回転駆動ユニット10Aを備えた内視鏡型のOCTシステムが記載されている。

そして、引用文献1の上記(2)ア(エ)及び(ク)には、患者の血管を観察するための内視鏡型の医療装置も記載されているから、引用発明において、患者の血管や体腔を観察するために、OCTを行う医療装置として、カテーテル、カテーテル内に適合するように構成された回転サンプルプローブ、及び、前記回転サンプリングプローブを回転駆動するモータを備えた従来周知の内視鏡型のOCTシステムを採用し、上記(相違点2)に関する構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

ウ (相違点3) について

ネットワークを利用して医用画像を取り扱う医療システムの技術分野において、画像データの転送効率を高めるために、画像データ送信前に当該画像データをデジタル圧縮し、圧縮後の画像データを送信し、当該圧縮後の画像データを受信した後に解凍して元の画像データを復元することは、従来周知の技術である。例えば、原査定で引用された国際公開第2009/087759号(以下、「周知文献5」という。)の段落[0018]～[0019]、図1には、画像データをMPEGエンコード(圧縮・デジタル化)し、これを通信ネットワーク12を介して端末装置

11に伝送し、端末装置11で画像データをMPEGデコード（復元・解凍）する医療システムが記載されているし、ここで新たに引用する特開2010-115256号公報（以下、「周知文献6」という。）の段落[0025]、[0032]、[0034]、図1、4、6にも、画像データとなる信号を情報源圧縮器144で圧縮し、これを送信部105から送信し、受信部202の情報源伸張器225で伸張（解凍）する医療システムが記載されている。

したがって、引用発明において、ネットワークを利用して画像データを取り扱うにあたり、画像データの転送効率を高めるために、画像データ送信前に当該画像データをデジタル圧縮し、圧縮後の画像データを送信し、当該圧縮後の画像データを受信した後に解凍して元の画像データを復元する従来周知の技術を採用し、医療装置側で画像データを「デジタル化」して圧縮し、これを送信し、ホストコンピュータ側のプロセッサで「デジタル化」された画像データを「解凍」すること、すなわち、上記（相違点3）に関する構成を採用することは、当業者が容易に想到し得たことである。

エ そして、これらの相違点を総合的に勘案しても、本件補正発明の奏する作用効果は、引用文献1及び周知文献1～6に記載された周知技術の奏する作用効果から予測される範囲内のものにすぎず、格別顕著なものということはない。

オ したがって、本件補正発明は、引用発明及び周知文献1～6に記載された周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法第29条第2項の規定により、特許出願の際独立して特許を受けることができないものである。

#### （5）本件補正についてのむすび

よって、本件補正は、特許法17条の2第6項において準用する同法第126条第7項の規定に違反してなされたものであるから、同法159条1項において読み替えて準用する同法第53条1項の規定により却下すべきものである。

よって、上記補正の却下の決定の結論のとおり決定する。

### 第3 本願発明について

#### 1 本願発明

平成28年3月17日にされた手続補正は、上記のとおり却下されたので、本願の請求項に係る発明は、平成27年10月14日にされた手続補正により補正された特許請求の範囲の請求項1～7に記載された事項により特定されるものであるところ、その請求項1に係る発明（以下、「本願発明」という。）は、上記第2の[理由]1（2）に記載したとおりのものである。

#### 2 引用文献の記載事項及び引用文献に記載された発明

原査定 of 拒絶の理由で引用された引用文献1の記載事項及び引用発明は、上記第2の[理由]2（2）ア～ウに記載したとおりである。

#### 3 対比・判断

本願発明は、上記第2の[理由]2で検討した本件補正発明から、「CPUコンポーネント」について、「前記患者区域から物理距離で分離され」という限定事項を削除したものである。

そうすると、本願発明と引用発明との相違点は、上記第2の[理由]2（3）で示した（相違点1）～（相違点3）と同じであって、当該相違点についての判断は、上記第2の[理由]2（4）で検討したとおりである。

したがって、本願発明は、引用発明及び周知文献1～6に記載された周知技術に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

#### 4 むすび

以上のとおり、本願発明は、特許法第29条第2項の規定により特許を受

けることができないから、他の請求項に係る発明について検討するまでもなく、本願は拒絶されるべきものである。  
よって、結論のとおり審決する。

平成29年 1月24日

審判長 特許庁審判官 郡山 順  
特許庁審判官 田中 洋介  
特許庁審判官 ▲高▼見 重雄

(行政事件訴訟法第46条に基づく教示)  
この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日  
(附加期間がある場合は、その日数を附加します。)以内に、特許庁長官を  
被告として、提起することができます。

---

[審決分類] P 1 8 . 1 2 1 - Z (A 6 1 B)

出訴期間として90日を附加する。

---

|     |        |         |      |
|-----|--------|---------|------|
| 審判長 | 特許庁審判官 | 郡山 順    | 8502 |
|     | 特許庁審判官 | ▲高▼見 重雄 | 9116 |
|     | 特許庁審判官 | 田中 洋介   | 3009 |